

基本目標 1 誰もが安心して暮らせる居住環境の整備

子育てしやすい住宅の供給に向けた施策や、高齢者の自立した生活をサポートする住宅の普及に向けた施策等を重点的に実施し、誰もが安心して、住みたい地域・住み慣れたまちに暮らし続けられる居住環境を整えていきます。

さらに、住宅の確保に特に配慮を要する市民に対しては、国の住宅セーフティネット*制度や、市の福祉部局と住宅部局との連携により、一人ひとりの状況や事情に応じた適切な住宅へ入居できるよう、住宅セーフティネット*の充実に取り組みます。

1. 子育て世帯*の安心居住

(1) 子育てしやすい居住環境の整備

- ・ 子育てしやすい住宅の供給を促進するため、「埼玉県子育て応援分譲住宅認定制度」の普及を図る等、新設される住宅における住戸の面積や機能の確保に取り組みます。
- ・ 都市再生機構*、埼玉県住宅供給公社などの老朽化した団地の建て替えに際して、子育て世帯*向け住宅の供給促進を要請します。
- ・ 子育てしやすい住宅の供給を促進するため、開発事業者との協議の実施について検討します。
- ・ 空き家・空き店舗を活用することで、子どもや子育て世帯*が安心して利用でき、親子で地域との交流を育むことの出来る居場所づくりを促進します。

(2) 近居・多世代同居の促進

- ・ 「川口市住宅改修資金助成制度*」により、キッチン・浴室・トイレ・玄関等を複数箇所設置するための工事を支援し、多世代同居を促進します。
- ・ 世代間で支え合いながら子育てできる環境を整備するため、子世帯と親世帯等とが同居・近居する場合の住み替えの支援について研究します。

(3) 子育て世帯*の入居の機会の拡大

- ・ 子育て世帯*の居住の安定の確保を図るため、引き続き、母子世帯・父子世帯に対する市営住宅*の優遇抽選を行います。

2. 高齢世帯の居住の安定確保

(1) 高齢者・障害者向け市営住宅*の供給

- ・ 高齢者世帯や障害者世帯の居住の安定の確保を図るため、引き続き、市営住宅*への優遇抽選を行います。
- ・ 市営住宅*の建て替えや改修の際には、高齢者や障害者に配慮した計画とします。具体的には、共用部分のバリアフリー*化を行うとともに、低層階・接地階の住戸は高齢者・障害者向けとするよう努めます。
- ・ 市営住宅*と市福祉施設の併設整備に努めます。

(2) 民間住宅のバリアフリー*化の促進

- ・ 高齢者への住宅環境整備費補助、介護保険*による住宅改修費の給付、および身体障害者に向けた住宅改造費補助制度により、住宅のバリアフリー*化を支援します。
- ・ 「川口市住宅改修資金助成制度*」により、手すりの取り付け・段差の解消などの工事を支援し、住宅のバリアフリー*化を促進します。
- ・ 専門家の協力を得ることにより、住宅のバリアフリー改修を主題とした相談会を実施します。

(3) 民間住宅における高齢者の円滑な入居の支援

- ・ 「セーフティネット住宅*」等の制度の普及・促進を図り、高齢者等の円滑な入居を支援します。
- ・ 「川口市高齢者世帯住替家賃助成制度*」により、居住中の賃貸住宅の取り壊し等により転居を求められた高齢者世帯に対し、転居後の家賃との差額を助成します。
- ・ 「川口市高齢者入居保証支援事業*」により、保証人の確保が困難な単身高齢者等に対し、市と協定を結ぶ民間保証会社の初回保証料の一部を助成します。
- ・ 保証人が見つからない高齢者等が円滑に民間住宅に入居できるよう、不動産事業者、家賃債務保証会社などと協力・連携することで、住み慣れた地域に住み続けられるよう支援体制の構築を検討します。

(4)高齢期における多様な住まい方の普及促進

- ・ 高齢者が望む地域で住み続けられるよう、高齢者向けにバリアフリー*化され、生活相談、安否確認サービス等を提供する住宅である「サービス付き高齢者向け住宅*」の利用を促進します。
- ・ 点在する空き家や空き室を活用した「分散型サービス付き高齢者向け住宅*」について研究します。
- ・ 民間事業者や NPO*等と連携することにより、住宅、グループリビング*など入居者の互助により自立した生活を送ることのできる住まいの供給について検討します。

3. 住宅セーフティネット*の充実

(1)市営住宅*の機能の強化

- ・ 老朽化した住宅は、改修や建て替えを行うことにより、安全性の向上や居住性の向上を図るとともに、市民のニーズに応じた適切なタイプの住戸の供給に努めます。
- ・ 「川口市市営住宅長寿命化計画*」に基づき、計画的な改善、建て替えを実施することで、ライフサイクルコストの合理化を図るとともに、ニーズに合った適切なタイプの市営住宅*の供給に努めます。
- ・ 高齢者や母子家庭などの住宅確保要配慮者*に対して市営住宅*がより利用しやすくなるよう、適正な管理運営に努めます。
- ・ 市営住宅*に関する相談については「川口市市営住宅入居サービスセンター*」と連携を図りつつ、相談ケースの記録を分析するなどにより、適切な対応に努めます。

(2)福祉施策と住宅施策との連携による居住支援の充実

- ・ 自力で住まいを確保することが困難な高齢者世帯や障害者世帯等に対し、社会福祉士*などの福祉専門家の協力を得ながら入居の支援を行う仕組みについて検討します。
- ・ 高齢者が住み慣れた場所で暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防などのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム*」の構築に努めます。

4. 災害への対策

(1) 災害時の復旧・復興に向けた対策の推進

- ・ 本市が「災害救助法*」の適用を受けた場合、半壊等の被害を受けた住宅に対し、建設業者等と連携の上、被災者の居住再開のために不可欠な部分に限り応急修理*を実施します。
- ・ 本市が「被災者生活再建支援法*」の適用を受けた場合、住宅が全壊した世帯等の生活の再建のため、支援金の申請窓口として必要な事務を実施します。
- ・ 発災時、住宅が全壊した世帯等の生活再建を支援するため、「埼玉県・市町村被災者安心支援に関する基本協定*」に基づき、「埼玉県・市町村生活再建支援金*」や「埼玉県・市町村家賃給付金*」の支給に必要な事務を実施します。
- ・ 大規模災害時における円滑な被災建築物応急危険度判定*や応急仮設住宅*の提供のため、実務的なマニュアルの作成や、情報収集体制の構築等に向け、事前の取り組みを推進します。

(2) 住まいにおける防災力の向上

- ・ 水害の発生時に命を守る行動として、建物の高層階等の高い場所へ緊急的に避難することができるよう、マンション管理組合等と市が協定を結び、マンション等の共用部を一時的な避難場所としてご提供いただく「洪水時一時緊急避難施設」への指定を促進します。
- ・ 「川口市住宅改修資金助成制度*」により、河川や下水道への雨水流入を抑制する「雨水浸透ます」の設置工事の費用を支援し、都市型水害による浸水被害の軽減を図ります。
- ・ 「防災本（川口市防災ハンドブック）*」や、実際の風景に避難所情報等を重ね合わせて確認できる「川口市ハザードマップアプリ*」を普及させ、避難勧告や指示などの避難情報が発令された場合に自宅から避難所までの速やかな避難を行うことができるよう、情報の周知を図ります。
- ・ マンションにおいては、防災資機材の備蓄、定期的な防災訓練の実施、災害時に支援を必要とする居住者の情報把握と名簿の作成、防災に関するマニュアルの作成と居住者への周知などの取り組みを支援します。
- ・ 地震時の家具の転倒・落下による被害を防止するため、各家庭でできる処置について情報発信します。